

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊岩見沢駐屯地
第345会計隊岩見沢派遣隊長 有田 吉成

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
1LWN1CC00020	1MPQ1A40121 0001		7
品名 または 件名			
# 6 ボイラー室給水ポンプ補修工事			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使用器材名			
数量	単位	銘柄	使用期限等
1.00	ST		
納地または工事場所		引渡場所	
岩見沢駐屯地			
搬入場所		納期または工期	
		令和3年9月30日(木)	

2 競争参加資格

次のいずれかであること

防衛省競争参加資格の「管工事」に係る等級がA、B、C等級であること

防衛省競争参加資格の「機械器具設置工事」に係る等級がA、B、C等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊岩見沢駐屯地第345会計隊岩見沢派遣隊 契約班及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和3年6月4日（金）13時00分 岩見沢駐屯地 教場

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 「入札及び契約心得」を確認して所要の処置を講じている者

ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

オ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 契約条項、入札及び契約心得を示す場所

ア 陸上自衛隊岩見沢駐屯地 第345会計隊岩見沢派遣隊 契約班

イ 北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>

(3) 保証金等に関する事項

ア 入札保証金：免除（ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）

イ 契約保証金：免除（ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。また、落札者は陸上自衛隊「建設工事請負契約書」第4条に示すいずれかの保証証券を提出すること。）

(4) 入札書の内訳

入札書には「工事費内訳書」を添付すること。ただし、開札から直ちに行う再度入札に係る内訳書については、後日、郵送等により提出することができる。

(5) 入札の無効

ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者による入札

- イ 入札に関する条項に違反した入札
 - ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
 - エ 入札開始時間に遅れた者による入札
 - オ 電報・電話・FAXによる入札
 - カ 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
 - キ 入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載がない入札書（入札及び契約心得参照）
 - ク 入札書の内訳書の内容に著しい不備があつて該当入札書の内訳であると認められない場合
- (6) 入札書の提出
入札書は、持参又は郵送等で提出する。郵便による入札は、令和3年6月4日12時00分まで岩見沢駐屯地第345会計隊岩見沢派遣隊契約班へ必着とし、その際は「郵便入札」の送達確認をすること。また、封筒には必ず「#6ボイラ一室給水ポンプ補修工事」と明記し、資格審査結果通知書（写）を入札書とは別の封筒に封入し提出すること。
- (7) 契約書の作成
落札者は落札決定後遅滞なく工事履行保証証券等を提出するとともに、陸上自衛隊「建設工事請負契約書」の様式により契約書を作成する。
- (8) 落札決定方式
総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (9) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 再度入札
再度入札を行う場合は、直ちに実施する。ただし、郵便入札があった場合は官側の指定する日時に執行する。
- (11) その他
 - ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
 - イ 代理人をもって参加する場合は、委任状を提出すること。
 - ウ 入札に参加する場合は、示された場所において「入札及び契約心得」を確認し、入札書へ所要の事項を記載する。
 - エ 仕様書は、公告日から入札前日までの間、陸上自衛隊岩見沢駐屯地第345会計隊岩見沢派遣隊契約班にて配布する。また、北部方面会計隊ホームページに掲載する。
 - オ 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。
- (12) 入札及び仕様書に関する事項の問い合わせ先
 - ア 入札に関する事項
陸上自衛隊岩見沢駐屯地第345会計隊岩見沢派遣隊（担当：有田）
TEL 0126-22-1001（内線345）（FAX 348）
 - イ 仕様書に関する問い合わせ
陸上自衛隊岩見沢駐屯地業務隊管理科営繕班（担当：緒方）
TEL 0126-22-1001（内線317）
- (13) 公告掲示場所及び掲示期間
 - ア 掲示場所：岩見沢、美唄、滝川各駐屯地会計隊、岩見沢、美唄、滝川、札幌各商工会議所、三笠商工会、岩見沢市役所、北部方面会計隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>)
 - イ 掲示期間：令和3年5月25日～令和3年6月4日

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第11号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合は除く。
ア 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事、その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

特記仕様書

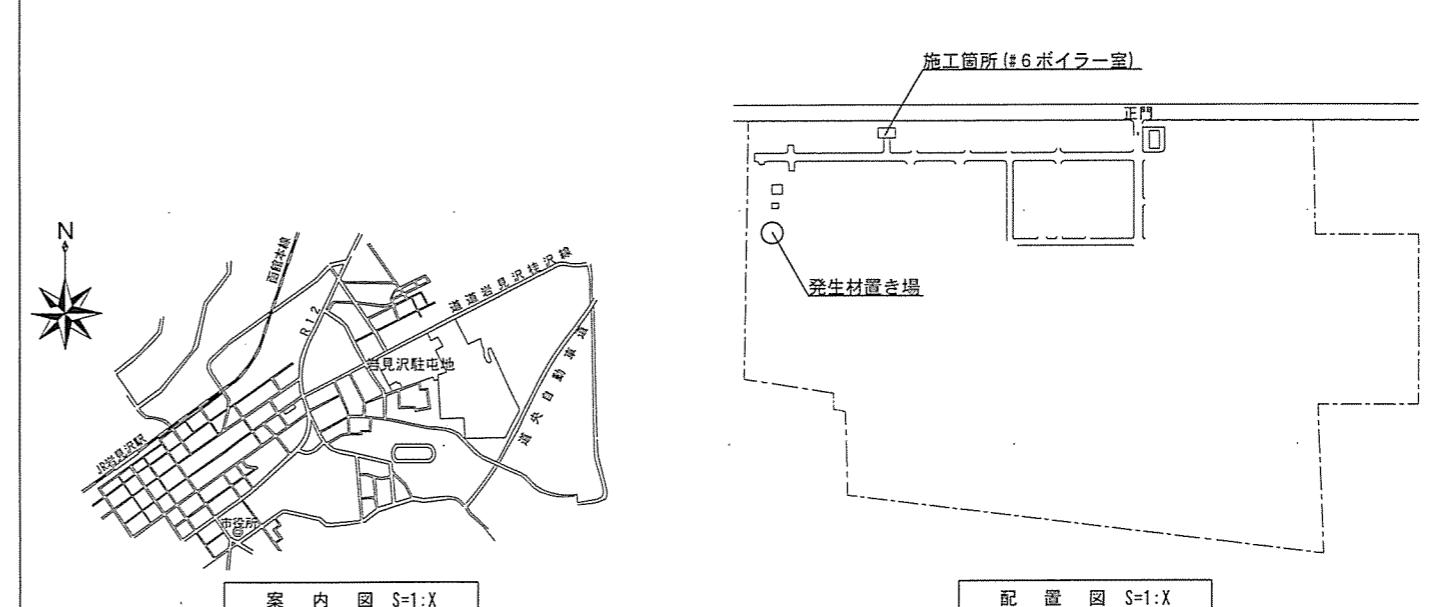
- I. 工事件名 : #6 ボイラー室給水ポンプ補修工事
 II. 工事場所 : 北海道岩見沢市日の出台4丁目313番地
 陸上自衛隊岩見沢駐屯地
 III. 工事概要 : #6 ボイラー室給水ポンプ取替 : 1台

一般共通事項

項目	内 容
----	-----

1 総則	本仕様書及び図面は、陸上自衛隊岩見沢駐屯地「#6 ボイラー室給水ポンプ補修工事」について必要な事項を規定する。
2 一般事項	本工事は、本仕様書及び図面によるほかは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」に基づき入念に実施する。
3 書類手続	本工事に必要な書類等は、監督官の指示に従い遅滞なく提出する。
4 写真撮影	工事写真は、着工前・完了後及び施工中の隠蔽となる箇所、主要な工事段階の施工状況、その他監督官の指示する箇所を撮影し、写真帳に整理して監督官へ提出する。 ※監督官の指示がなければ可搬記憶媒体の提出は不要とする。
5 疑義	本仕様書に明記の無いとき、又は疑いを生じたときは、全て監督官と協議する。
6 関係法令等	本工事の実施に当たり、適用を受ける関係法令及び官側の規則等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。
7 施工図等	工事の施工上必要な図面（製作図、施工図等）、見本等は製作または施工前に遅滞なく作成・提出し、監督官に承諾を受ける。 現場の納まり状況により、軽微な変更が生じるときは、監督官と協議してその指示により施工する。但し請負金額の変更はしない。
8 現場管理	工事場所は、常に諸材料、その他の整理及び清掃を行い、火災等の事故防止に万全を期す。
9 安全管理	(1) 交通及び自然災害に対しては十分に注意を払うとともに適切な処置を講じ、現場における安全を確保する。事故・災害等が発生した場合その経緯を監督官に報告する。 (2) 本工事により、官側の施設等に損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、請負者の責任及び負担において速やかに原形に復旧する。
10 廃棄物処理	(1) 産業廃棄物の処理は、収集から最終処分までマニフェスト交付を経て適正に処理をし、マニフェストの写しを提出する。 (2) 発生材のうち金属類及び監督官の指定したものは、監督官の指示した場所に搬入・集積し発生材報告書を作成し提出する。
11 養生	既存施設部分等は汚損しないよう適切に養生を行う。
12 後片付け	工事の完了に際しては、建築物等の後片付け及び清掃を行う。
13 材料	使用材料は、仮設資材及び再使用品を除き全て新品を使用し、製造所及び商品名の特記がある場合は、そのもの又は同等品以上のものを使用する。ただし、同等品以上のものを使用する場合は監督官の承諾を受ける。
14 材料検査	全ての材料は、工事現場に搬入後、監督官の検査を受け合格したものを使用する。
15 完了検査	本工事完成後、本仕様書及び図面に基づき、請負業者・監督官が立会いの上、検査官が指定した日時に行なう。

16 保証	本工事完了後1ヶ年における施工上の不備による損傷は、請負業者の負担として無償で修復しなければならない。
17 その他	本工事に使用する電気及び水は請負業者の負担において準備する。
特記事項	
項目	内 容
機械設備工事	<p>(1) ボイラー等の仕様 ボイラー：川重冷熱工業株式会社製 炉筒煙管式ボイラー KS-30F</p> <p>(2) 交換部品 #6 ボイラー室：1号缶給水ポンプ (MB32-5N、全閉外扇屋内型高効率電動機、3.7kw×2P、200V×50Hz、3.6t/h) 1台</p> <p>(3) 施工 ア 取替に伴う必要な消耗品等は請負業者の負担とする。 イ 取替部品等の取外し、取付けは事前に実施要領を確認し適正に実施する。</p> <p>(4) 試運転 ポンプ等取付後、試運転を実施し、機能及び漏水等の確認を行う。</p>

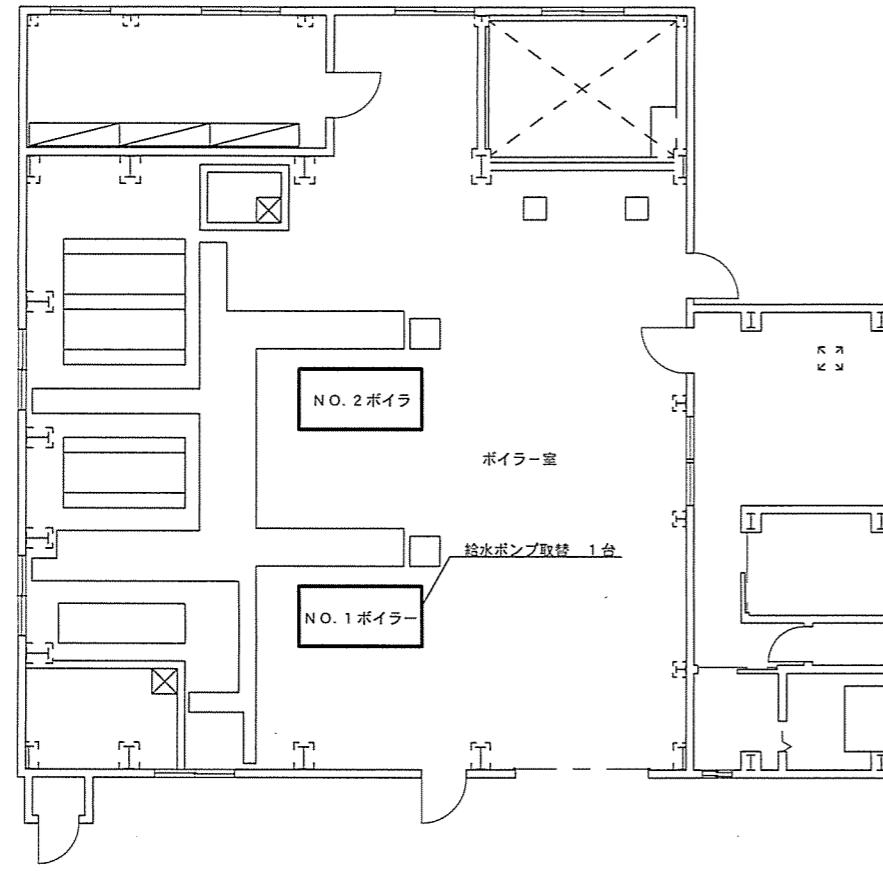


工事関係者以外不許複製・工事完了後要返却

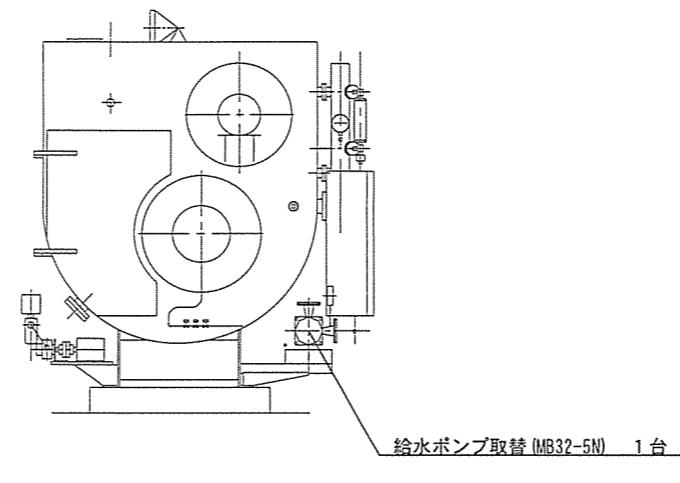
工事件名	#6 ボイラー室給水ポンプ補修工事				仕様書番号	7	図面番号	1 / 2
図面名	特記仕様書・案内図・配置図				縮尺	図示		
業務隊長	管理科長	営繕班長	営繕主任	管財主任	ボイラー係長		設計	

陸上自衛隊岩見沢駐屯地業務隊管理科

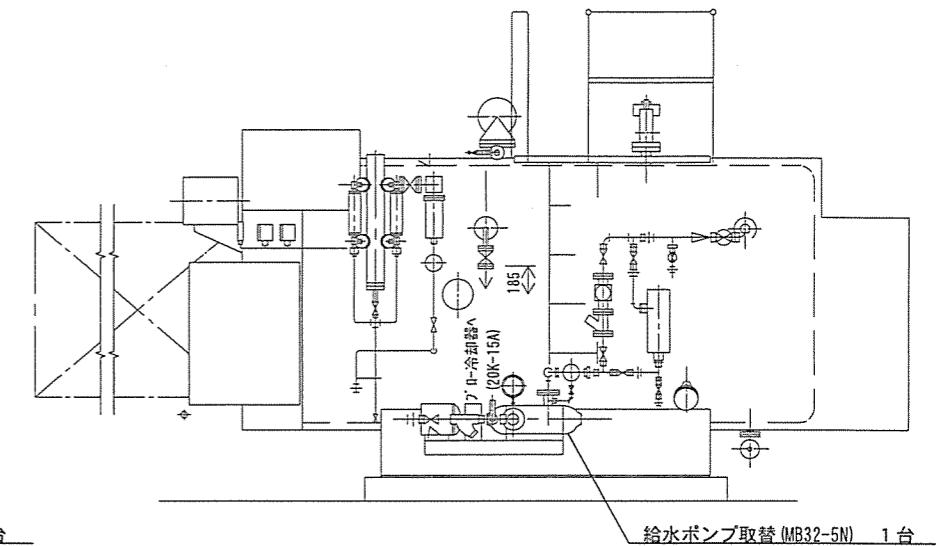
令和3年4月22日



#6 ボイラー室平面図 S=1:150



1号缶正面図 S=1:80



1号缶側面図 S=1:80

工事関係者以外不許複製・工事完了後要返却

工事件名	#6 ボイラー室給水ポンプ補修工事	仕様書 番号	7	図面 番号	2 /2
図面名	平面図・正面図・側面図	縮尺	図示		
陸上自衛隊岩見沢駐屯地業務隊管理科					令和 3年 4月 22日